

### 1. 計画の位置づけ

高齢者福祉施策に関する「高齢者福祉計画」（老人福祉法）と、介護保険事業に関する「介護保険事業計画」（介護保険法）とを一体的に定めたもの。

### 2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）  
※3年ごとに見直し。

### 3. 高齢者等現状・推計

高齢者数はR3をピークに緩やかに減少。但し、認定率が高い後期高齢者は増加のため、要介護等認定者数も当面増加。総人口は高齢者を上回るペースで減少、介護人材不足の一層の深刻化が懸念される。

#### (1) 総人口推計

区分	実績値			第9期計画期間推計			推計値（第10期以降）				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
総人口	84,638	83,624	82,499	81,286	80,095	78,898	73,992	67,704	61,437	55,391	49,729

#### (2) 高齢者推計

区分	実績値			第9期計画期間推計			推計値（第10期以降）				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
全体	27,920	27,876	27,835	27,783	27,603	27,360	26,635	25,376	24,899	23,705	22,115
前期	13,805	13,296	12,711	12,146	11,645	11,168	10,186	9,636	10,285	10,201	8,657
後期	14,115	14,580	15,124	15,637	15,958	16,192	16,449	15,740	14,614	13,504	13,458
高齢化率	33.0%	33.3%	33.7%	34.2%	34.5%	34.6%	36.0%	34.6%	40.5%	42.8%	44.5%

#### (3) 要介護等認定者数推計

区分	実績値			第9期計画期間推計			推計値（第10期以降）				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
全体	6,436	6,399	6,272	6,323	6,328	6,330	6,524	6,639	6,506	6,011	5,544
要支援	1,742	1,841	1,828	1,838	1,840	1,833	1,917	1,944	1,833	1,681	1,569
要介護	4,694	4,558	4,444	4,485	4,488	4,497	4,607	4,695	4,673	4,330	3,975

### 4. 各種調査の実施

策定に際して、地域実情や基盤・施策に係るニーズ把握のため、下記調査を実施。

国提示標準調査	市独自調査	その他調査
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査	居宅介護支援事業所利用者実態調査 施設等入所待機者数調査 サービス事業所参入意向調査	在宅生活改善調査 居所変更実態調査 療養病床転換意向調査

### 5. 計画の体系

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年(2025年)及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年(2040年)を見据え、地域共生社会実現に向けて、第8期事業計画期間での取組みを基本的に踏襲し、更なる充実を図るものとする。

基本理念

高齢者一人ひとりが望む生活を実現できるまちづくり

基本目標

地域実情に応じた  
支援体制づくり

在宅生活の継続性を高める  
ための取り組みの充実

持続可能な介護保険制度の  
運営・推進

主要施策

地域包括ケアシ  
ステムの深化・推進

ニーズ・地域実情  
に応じた支援施策  
の充実

その人らしく暮らし  
を送ることができる  
ための支援の強化

安心・安全な  
暮らしの実現

安定したサービス提  
供体制の維持・確保

## 6. 日常生活圏域

施策・基盤整備等を検討する基礎的地域単位である「日常生活圏域」は、引き続き旧市町村（4圏域）とする。

## 7. 主要施策実現のための具体的方策

### 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの充実 (センターの機能強化・業務負担軽減・ネットワーク充実)
- (2) 地域ケア会議の推進 (事例検討を通じた質的向上、地域課題解決に係る政策検討)
- (3) 生活支援体制整備事業の推進 (地域活動団体等による地域内の生活課題解決検討)
- (4) 在宅医療・介護連携の推進 (課題把握・対応策検討、相談支援、関係機関情報共有、研修等質的向上)
- (5) 認知症施策の充実 (普及・啓発・予防、適時・適切な医療・介護、介護者支援、バリアフリー)

### 2. ニーズ・地域実情に応じた支援施策の充実

- (1) 生活福祉サービスの充実 (バス利用助成、外出支援サービス、軽度生活援助事業等各施策の継続)
- (2) 地域実情に応じた課題解決への支援 (買い物困難者、緊急短期入所、中山間訪問体制支援等)
- (3) 家族介護者への支援 (家族介護者交流、家族介護継続支援、ヤングケアラー支援等)
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 (関係機関連携による重層的・包括的支援体制の構築)

### 3. その人らしく暮らしを送ることができるための支援の強化

- (1) 健康寿命延伸に向けた取り組み (貯筋体操等地域活動の充実、総合事業の拡充、健康づくり等)
- (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり (社会団体参加・就業環境支援、敬老意識高揚、各種教室等充実)
- (3) 普及啓発活動の推進 (健康・予防への関心、健康づくりや社会参加等の普及啓発)

### 4. 安心・安全な暮らしの実現

- (1) 見守り支援体制の充実 (地域での支援体制充実、配食・緊急通報等各種サービス利用促進)
- (2) 権利擁護の推進 (虐待・消費者被害防止啓発・ネットワーク、成年後見制度利用促進等)
- (3) 防災・減災体制の強化 (要支援者個別計画の作成促進、福祉避難所の拡充、物資備蓄充実等)
- (4) 感染症対策の充実 (事業所への用品配布・相互支援体制、新生活様式に基づく予防周知)
- (5) ニーズに対応した住まいの確保 (各高齢者施設・生活支援ハウス等の適正運営、住宅部局との連携)

### 5. 安定したサービス提供体制の維持・確保

- (1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保 (実現可能性、既存基盤や在宅生活の継続性等を考慮した整備)
- (2) 保険者機能の強化 (保険者の取組の評価、課題解決に向けた内容改善や充実等)
- (3) 介護サービスの質の確保・向上 (介護事業所への指導・監督、介護支援専門員連絡協議会との連携)
- (4) 介護人材の確保・介護現場生産性向上 (進路希望層へ職種魅力発信、介護現場の環境整備や負担軽減等)
- (5) 介護保険制度の円滑な運営 (制度の普及啓発、情報提供推進、相談・受付体制、介護給付の適正化等)